

# 地域住宅計画(確定版)

うらうすちいき  
浦臼地域

うらうすちょう  
浦臼町

平成20年6月

計画の名称		浦臼地域	
都道府県名	北海道	作成主体名	浦臼町
計画期間		平成17年度～平成19年度	

# 地域住宅計画

計画の名称	浦臼地域		
都道府県名	北海道	作成主体名	浦臼町
計画期間	平成 17 年度	～	19 年度

## 1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

当該地域は北海道の道央圏、空知支庁管内のほぼ中央に位置し、人口約2,600人、世帯数約900世帯の地域で、稲作やメロン、ワイン用葡萄など農業を中心に発展してきたまちである。

平成12年国勢調査によると、持家676世帯、公営借家236世帯、民営借家12世帯、給与住宅38世帯となっており、公営借家の占める割合が高い反面、民営借家の比率が極めて低い状況になっている。しかし、今後も民間の活用が難しい状況の中で、持ち家維持困難な高齢者および離農者等の受け皿として公営借家の役割も重要となっている。なお、高齢世帯の居住状況では、持家が約9割と高い状況である。

現在、公的住宅施策としては、老朽化した公営住宅の建替および住戸改善により良質な住宅の供給を行っている。

## 2. 課題

居住水準を向上するため、老朽極小な公営住宅等の建替えを推進する必要がある。

今後持ち家維持の困難となる高齢世帯の増加が予想されるため、安心して高齢者が地域に住み続けることができる住宅の整備を推進するとともに、福祉部局と連携した公営住宅等を整備する必要がある。

民間借家がほとんど無い中で、一般世帯の賃貸住宅ニーズに対応するため、一般世帯向け特定公共賃貸住宅の供給を推進する必要がある。

既存公営住宅等の建替えおよび改修によりバリアフリー改善を推進する必要がある。

### 3 . 計画の目標

『高齢者や障害者にやさしく、自然と調和し子供たちにとって誇りとなる住まいづくり』

### 4 . 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
バリアフリー化住宅の割合	%	浦臼町内の公営住宅に入居するバリアフリー化された住宅の割合	27%	17	36%	19
最低居住水準未満世帯の割合	%	浦臼町内の公営住宅における最低居住水準未満世帯の割合	2%	17	0%	19

計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

## 5 . 目標を達成するために必要な事業等の概要

### (1) 基幹事業の概要

公営住宅整備事業による老朽化した公営住宅の建替事業の推進により、高齢者が安心して住む事ができるバリアフリー住宅の供給を行い、また、特定公共賃貸住宅建設事業により、一般世帯の賃貸住宅ニーズに対応する特定公共賃貸住宅の供給を推進する。

### (2) 提案事業の概要

・ 駐車場整備事業により駐車場の整備を行い、整備手法は豪雪地帯であることから既製品の車庫による上屋設置を考えている。また、移転建替に伴う移転者への移転費支払いを行う。

### (3) その他（関連事業など）

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅等整備事業	浦臼町	8戸	144
特定優良賃貸住宅等整備事業	浦臼町	4戸	67
合計			211

提案事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅等の駐車場整備		浦臼町	-	9
公営住宅等の移転助成		浦臼町	-	1
公営住宅等の解体		浦臼町	-	9
合計				19

(参考) 関連事業

事業(例)	事業主体	規模等

交付期間内事業費は概算事業費

## 7．法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

## 8．法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

## 9．その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。